

障害福祉に係る次期計画の策定について

1 趣旨

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

2 一体的に策定する計画

本県の障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、実効性の高い総合的な計画とするため、引き続き、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定していく。

○ 障害者計画

県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

○ 障害福祉計画

障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

○ 障害児福祉計画

障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

3 計画の骨子素案

計画の章立ては、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」と同様とする。
また、各章の具体的な記載事項は2 ページ以降に記載。

章立て
第1章 計画策定の趣旨
第2章 計画の基本的な考え方
第3章 現状
第4章 展望
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向
第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等
第7章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等
第8章 目標一覧
第9章 計画の推進

※ 一部、文言修正あり。

4 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画は、計画期間を3 年間とすることが基本とされていることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を3 年間とする。

障害者計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画の周期や中期計画として位置づけることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を6 年間とする。

なお、3 年後(2029 年度)に障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を検討する際には、2028 年に国による策定が予定されている次期障害者基本計画や社会情勢の変化等を踏まえ、障害者計画についても柔軟に見直しをしていく。

○ 障害者計画

2027 年度から 2032 年度までの6 年間(中期計画)

○ 障害福祉計画・障害児福祉計画

2027 年度から 2029 年度までの3 年間(短期計画)

(参考) 障害福祉に係る計画の策定状況

障害者計画			障害福祉計画・障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000 年度	2001～2010 年度 【10 年間】		</	

